

仏壇の表示に関する公正競争規約運用要領

仏壇の表示に関する公正競争規約第21条の規定に基づき、仏壇の表示に関する公正競争規約（以下「規約」という。）及び仏壇の表示に関する公正競争規約施行規則（以下「施行規則」という。）に関する運用要領を次のように定める。

（金仏壇の木地主材料）

第1条

規約第4条第1項第1号イに基づき規則第3条第2項第1号に規定する「木地主材料」は、当該仏壇全体に使用される木材の容積の50パーセントを超える材料とする。3種類以上の材料を使用している場合で、50パーセントを超えるものが無い場合は、最も多く使用されている材から順に、その合計が50パーセントを超えるまで表示するものとする。

（金仏壇の主な金箔粉等）

第2条

規約第4条第1項第1号エ及び規則第3条第2項第3号に基づき規則別表4に規定する「主な金箔粉等」とは、仏壇の表面を金色など金属の色で装飾する場合で、当該仏壇全体において金属の色で装飾した表面積の50パーセントを超えて使用している材料をいう。3種類以上のものを使用している場合で、50パーセントを超えるものが無い場合は、最も多く使用されているものから順に、その合計が50パーセントを超えるまで表示するものとする。

（外形寸法の表示値の誤差の許容範囲）

第3条

規約第4条第1項第1号カ及び第2号カに基づき規則第3条第3項に規定する「外形寸法の表示値の誤差の許容範囲」は、プラス5ミリ、マイナス10ミリを目途とする。

（唐木仏壇の主芯材）

第4条

規約第4条第1項第2号ウ及び規則第3条第5項第2号に規定する「主芯材」は、当該仏壇の台輪、戸板、大戸軸に使用される芯材全体の容積の50パーセントを超える材料とする。3種類以上の材料を使用している場合で、50パーセントを超えるものが無い場合は、最も多く使用されている材から順に、その

合計が50パーセントを超えるまで表示するものとする。

(その他の仏壇の規定の準用)

第5条

規約第4条第1項第3号、規約第10条第1項第3号及び規則第8条第2項に規定する「その他の仏壇」についての「金仏壇」又は「唐木仏壇」の規定の準用については、装飾を除く表面を黒色塗料で塗装しているものは金仏壇の規定を、それ以外のは唐木仏壇の規定を準用する。

(本体表示の方法)

第6条

規約第9条に基づき規則第8条第1項に規定する「タグ」には、店頭表示タグ及び透明袋に入れて引き出しに入れられた事業者の名刺等を含む。

(通常顧客が取引に応じないことが明らかな場合の例外)

第7条

規約第15条第1項第1号及び規則第12条第1項に規定する「注文生産等」には、高額で多数の在庫をもたない伝統的工芸品を含む。

附 則

この運用要領は、公正取引委員会及び消費者庁長官に届け出た日から施行する。